朝倉市新庁舎広告付デジタルサイネージ導入事業に係る公募型プロポーザル

実施要領

１．事業の目的

　令和8年1月開庁予定の朝倉市役所新庁舎1階ロビーにおいて、行政情報・地域情報の発信と来庁者の利便性の向上を目的とした「広告付デジタルサイネージ」の無償導入を希望する事業者を募集します。市が定める条件のもと、質の高いサービスの提供が可能なシステム設置事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定します。

1. 事業の概要

（１）事業名 朝倉市新庁舎広告付デジタルサイネージ導入事業

（２）事業内容 別紙「朝倉市新庁舎広告付デジタルサイネージ導入事業仕様書」のとおり

（３）事業期間 機器の供用開始日から5年間。使用許可期間以降の設置を希望する場合は、システムの運用状況、実績等を勘案し、市と事業者間の合意により決定する。

（４）費用負担 事業者は、民間企業等から広告主を募集し、広告表示モニター等に広告を掲載することで得られる広告収入により、システム及びサイネージ等（以下「機器等」という。）の設置及び維持管理の経費を賄うものとする。また、朝倉市行政財産使用料条例に基づき、使用電気料金及び行政財産使用料を負担するものとする。

３．参加資格

　本募集は、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）とし、プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

（３）租税に滞納がないこと

（４）公告日現在において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

（５）過去10年以内に、国又は地方公共団体において、広告付デジタルサイネージの設置及び運用の実績を有していること。

４．スケジュール

現段階において予定するスケジュールは次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 日程 |
| 公募開始・実施要領公表 | 令和7年6月20日（金） |
| 質問受付期間 | 令和7年6月20日（金）～令和7年6月26日（木） |
| 質問回答書の公表 | 令和7年6月30日（月） |
| 参加申込書・企画提案書の提出期間 | 令和7年7月4日（金） |
| プレゼンテーション審査 | 令和7年7月23日（水） |
| 審査結果の発表 | 令和7年7月下旬 |
| 協定書の締結 | 令和7年8月上旬 |
| 設置作業 | 令和7年12月1日（月）から19日（金）まで |
| 動作検証、操作研修 | 令和7年12月22日（月）から26日（金）まで |
| 供用開始 | 令和8年1月5日（月） |

５．質問書の受付

　本プロポーザルに関する質疑は、全て質問書によるものとする。質疑がある場合は、次のとおり質問書（様式1）を提出すること。

（１）受付期間 令和7年6月20日（金）公募開始後から令和7年6月26日（木）17時まで

（２）提出方法 電子メールにて、次のメールアドレスまで送付すること。電子メール送信後、必ず電話にて受信確認を行うこと。（ＤＸ推進室）itsuisin@city.asakura.lg.jp

（３）回答方法 質問書に対する回答は、質問回答書として、令和7年6月30日（月）までに市公式ホームページにおいて公表する。

６．参加申込書及び企画提案書等の提出

（１）提出期間 令和7年6月30日（月）から令和7年7月4日（金）17時まで

（２）提出書類及び提出部数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア | 参加申込書（様式2） | 1部 |
| イ | 誓約書及び照会承諾書（様式3） | 1部 |
| ウ | 事業者概要（任意様式） | 1部 |
|  | ※事業理念、創業年月日、事業内容等（パンフレット等でも可） | |
| エ | 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの） | 1部 |
| オ | 商業・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 | 1部 |
|  | （提出日前3か月以内に発行されたもの） | |
| カ | 最新の決算書（写し可） | 1部 |
| キ | 消費税及び地方消費税に未納税額のない証明書 | 1部 |
|  | （提出日前3か月以内に発行されたもの） | |
| ク | 市町村税に未納がないことの証明書 | 1部 |
|  | （提出日前3か月以内に発行されたもの） | |
| ケ | 企画提案資料（任意様式） | 8部 |
|  | 企画提案資料のサイズはA4判で5枚以内とし、文字サイズは10ポイント以上とする。  文字等の色指定はしない。 | |
| コ | 主要事業実績表（様式4） | 1部 |
|  | 過去10年以内に、国または地方公共団体で実施したシステムの設置及び運用の実績を  記載すること。なお、記載件数は5件以内とする。 | |

（３）提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合には配達記録郵便等、配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着とする。なお、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

（４）その他

提出期間内に参加申込書を提出する事業者が1者も無かった場合は、仕様書の内容を一部見直し、再公募を実施する。

７．企画提案資料の記載事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 提案項目 | 記載内容 |
| 1 | 機器等の仕様及び機能 | * 具体的な設置機器、台数等 * システムの設置イメージ * システムの操作イメージ |
| 2 | システム運営方法 | * システムの保守、維持管理体制 * システムの操作研修 |
| 3 | 広告運用方針 | * 広告の募集方針や募集方法 * 審査体制 |
| 4 | 広報広告の放映方針 | * 行政情報及び広告映像の作成・放映方法 |
| 5 | アピールポイント | * 独自の工夫 * 提案等の優位性や特徴のある事項（自由記載） |

８．プレゼンテーション審査

（１）審査方法

　　ア．日時

　　　　令和７年７月２３日（水）

　　　　※時間、会場等を含めた詳細は、参加申込書【様式２】に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

　　イ．時間配分

　　　　１事業者につき、３０分以内（プレゼンテーション２０分、質疑応答１０分）とする。ただし、質疑の数が多い場合は、時間を延長する場合もある。

　　ウ．その他

　　　①プレゼンテーションへの出席者数は、３名以内とする。なお、説明は本業務に直接携わる者が行うこと。

　　　②プレゼンテーション審査には、提出した企画提案資料を用いることとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

　　　③プレゼンテーション審査に必要な機器として、大型提示装置（モニターもしくはプロジェクタ及びスクリーン）、大型提示装置に接続するためのＨＤＭＩケーブル及び電源タップを本市において用意するが、上記以外の機器は、参加者が用意し、セッティングを行うこと。

（２）評価方法

　　　　朝倉市新庁舎広告付デジタルサイネージ導入事業提案書選定基準に基づきプレゼンテーション審査を行う。

（３）選定結果

　　　　プロポーザル審査の参加資格者全員に対して、文書により自己の結果のみ通知する。併せて、市ホームページにおいて選定結果を公表する。

（４）留意事項

次のいずれかに該当するときは、事業者としての選定を取り消すものとする。

1. 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
2. 選定委員会の委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
3. 事業者の選定から協定書の締結までの間に、事業者の資金事情の変化等により、システムの設置及び運用の履行が困難であると市が判断したとき。
4. 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者として相応しくないと市が判断したとき。
5. 事業者が本実施要領に定める参加資格要件に適合しなくなったとき。

９．候補者との協議及び契約

　　　プロポーザル審査の結果、第一交渉権者を候補者として、選定された提案内容を基に、細部について市と協議し、業務内容を協議する。

　　　協議が整った場合は契約を締結するが、第一交渉権者が契約を辞退した場合、もしくは参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点者を候補者に選定し、協議の上、協定を締結する。

　　　また、参加申込みが１者の場合であっても、審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、第一交渉権者として選定し、上記協議を行う。

１０．プロポーザルの中止等

　　　やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められるときは、中止または取り消す場合がある。その場合、本プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。

１１．その他留意事項

（１）本プロポーザルの申込にかかる費用は、全て参加申込者の負担とする。

（２）提出書類で使用する言語は日本語、通貨は円とする。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

（３）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、朝倉市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

（４）提出された書類は、一切返却しない。

（５）電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

１２．担当部局・提出先

〒838-8601　福岡県朝倉市菩提寺４１２番地２

朝倉市企画振興部ＤＸ推進室情報化・ＤＸ推進係（朝倉市役所本庁舎３階）

電　　話：0946-28-7594（直通）

Ｆ Ａ Ｘ：0946-22-1118

Ｍａｉｌ：itsuisin@city.asakura.lg.jp